★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和8年11月発行　No.8-14（鶏）

彩の国 埼玉県



家畜衛生だより

埼玉県川越家畜保健衛生所
電 話 ：049-225-4141
（夜間、土日祝日は緊急携帯に転送）
FAX：049-226-9653
Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

京都府・千葉県で高病原性鳥インフルエンザ発生！

今季国内初

発生場所	飼養羽数	発生日
京都府亀岡市	約20万羽（採卵鶏）	11月12日
千葉県旭市	約4万羽（採卵鶏）	11月13日

11月2日には、秋田県由利本荘市（ハシブトカラス）、北海道音更町（オオハクチョウ）及び鹿児島県出水市（環境試料）でもウイルスが検出されており、 国内環境中の**ウイルス濃度が高まっている状況**です。

引き続き、飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。特に、**「飼養衛生管理基準の自己点検チェック表」の7項目**を重点的に見直しましょう。



（農林水産省HPの図より改変）

鳥インフルエンザに関する最新情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r8_hpai_kokunai.html

早期発見・早期通報をお願いします！

★ 毎日、健康状態をよく観察してください。
★ 死亡羽数の増加、産卵率低下、元気消失など、少しでもいつもと違う様子がみられた場合、**すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。**


トサカの変色・顔の腫れ


死亡


元気消失

農場周囲の消毒を実施しましょう！

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒実施の命令を県報で告示しました。

【告示の概要】

告　示　日：令和8年11月13日(金)
対　　象：家きんを飼養する農場
実施期日：令和8年11月16日(月)～令和9年5月31日(月)
消毒方法：農場及び家きん舎周囲への消石灰散布
※同等の効果が認められる方法への代替も可能

消毒作業が終了したら、直ちに
川越家畜保健衛生所までご報告をお願いします

消石灰散布による消毒方法と注意点

- **農場及び家きん舎周囲、作業動線**に、少なくとも**1m以上**にわたる範囲で地面が白く覆われるよう均一に散布する(1㎡当たり1kgが目安)。
- 消石灰は、繰り返し雨や水に濡れると消毒効果がなくなるため、定期的に散布する。
- 消石灰は強アルカリ性のため、散布時はマスク・手袋を着用する。
- あわせて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

例：下図の白色部分に消石灰を散布



